

妊活を頑張るご夫婦を支援！

不妊治療費等を助成します

市では、不妊に悩むご夫婦への支援として、特定不妊治療費、男性不妊治療費および男性不妊検査費の一部を助成しています。

① 特定不妊治療費

◆対象者 (a・b・cいずれも満たす夫婦)

- a 夫婦の一方または双方が、1年以上市内に住民登録があり、婚姻している
- b 千葉県特定不妊治療費助成事業決定を受けている
- c 夫婦共に市税の滞納がない

② 男性不妊治療費

◆対象者 (a・b・c・dいずれも満たす男性)

- a 妻が千葉県特定不妊治療費助成事業決定を受けている
- b 千葉県男性不妊治療費助成事業決定を受けている
- c 夫が1年以上市内に住民登録がある
- d 夫婦共に市税の滞納がない

③ 男性不妊検査費

◆対象者 (a・b・cいずれも満たす男性)

- a 夫婦双方が検査実施から申請まで市内に住民登録があり、婚姻している
- b 検査実施日において妻が43歳未満
- c 夫婦共に市税の滞納がない

◆対象となる検査

保険診療外の男性不妊検査 (1年度1回、上限1万円)

申請期限

①・②は県の決定の翌日から起算して90日以上経過していないこと、③は検査を行った年度内 (4月～翌年3月)

お問い合わせは、
健康管理課 (2階)

☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

成人男性の風しん抗体検査 および予防接種の費用助成

市では、風しんの流行を防ぐため、風しん抗体検査および予防接種を無料で実施します。

◆対象

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性

◆実施方法

昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性に、無料クーポン券を6月末に送付しています。

※昭和37年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性で、今年度中に検査などを希望する方は、個別に発送しますのでお問い合わせください。

◆実施期間

平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

◆クーポン券が届く前に検査などを実施した方

平成31年4月1日から令和元年6月30日の期間に、検査などを自費で実施した方は、健康管理課へ償還払い (払い戻し) の申請をしてください。

詳しくは、健康管理課ウェブページをご覧ください。
※償還払いの申請期間は、検査などを実施した日から2年間です。

平成31年4月1日		令和元年6月30日	
償還払い対象外期間	償還払い対象期間	クーポン券使用期間	償還払い対象項目
抗体検査	→ 予防接種		⇒ 予防接種のみ
	抗体検査 → 予防接種		⇒ 抗体検査および予防接種
	抗体検査 →	→ 予防接種	⇒ 抗体検査のみ
	予防接種のみ (予防接種の前に抗体検査をしていない)		⇒ 償還払い対象外

お問い合わせは、
健康管理課 (2階)

☎(20)1574、FAX(20)1600へ。

お知らせ

市では、広報紙の送付を希望される方に無料で郵送しています。
お問い合わせは、秘書広報課 ☎(20)1512、FAX(20)1601へ。



◆助成額

県助成額を除いた自己負担額 (治療内容により上限5万円～10万円)

◆対象となる治療

特定不妊治療に至る過程で治療の一環として行われる精巣内精子生検採取法、精巣上体内精子吸引採取法、その他精子を精巣または精巣上体から採取するための手術

◆助成額

県助成額を除いた自己負担額 (上限10万円)

9月1日は「防災の日」です いざという時のために、「備え」を！



お問い合わせは、防災対策課（4階）
☎(36)7580、FAX(20)1602へ。

「自分は大丈夫だろう」と考えない

災害に対して、人は楽観的です。例えば、年間死亡者は約4千人弱の交通事故には、誰も自分が遭遇するとは考えず、「自分は大丈夫だろう」と思います。

同様に阪神・淡路大震災の時に、普段動かないような大

きな家具やテレビが飛んできてケガをされた方は全負傷者の46%、新潟県中越地震では41%いました。しかし東京消防庁の調査では、実際に家具類の転倒・落下に対する対策を実施している人は、30%弱と言われており、いまだ改善されていない状況で、楽観的に考えている人が多いのが現状です。

防災の備えは自分の大切な人を守るために重要です

防災とは、「自分の大切な人を守ることである。」と言われています。

実際に災害時に避難所でひどく落ち込まれている人は、自分の伴侶や子供を亡くされた方々です。地震においては、できる限りの対策を施すことにより被害を最小限にし、風水害においては、避難勧告等が発令されれば、速やかに避難することにより、危険な状態に遭遇することなく、自分の大切な人を守ることに繋がります。

このように、自分の大切な人を守るためには、「備え」が最も重要です。

防災の備えも、自助・共助・公助の基本です

耐震化、家具の転倒防止、備蓄を行うなどの災害に対応できる準備のほかに、正しく行動できる知識を得ること、家庭や職場における避難所の確認といったことが必要です。地域としても、日ごろから自主防災組織等の訓練により、

近所に住む人たちの顔を知り、お互いに助け合える関係を構築することが必要です。

防災行政無線で放送した内容を電話で聞くことができます！

風雨等により、防災行政無線の放送が聞こえなかったり、聞き取りにくかった場合、次の電話番号に電話してください（携帯電話可）。災害に関する情報を、無料で確認することができます。

防災行政無線

テレホンサービス
0120-438-1119

また、「もばら安全安心メール」に登録していただくと防災情報が自動的に配信されます。

「もばら安全安心メール」の利用が困難で、65歳以上の方や視聴覚に障害をお持ちの方は、「電話配信・ファックス配信サービス」に登録していただくと、防災情報が自動的に配信されます。

協働のまちづくりを 推進しています

～令和2年度
補助金交付団体を
募集～

市では、市民と行政が連携・協力して、地域の課題解決に取り組む「協働のまちづくり」を推進しています。
市民活動団体・地域まちづくり協議会の取り組みを支援するため、補助金の交付団体を募集します。

1. 市民活動団体補助金

- ◆対象団体 認定市民活動団体の事業
- ◆補助事業 まちづくりのための事業
- ◆補助団体数 3団体(予定)

2. 協働提案事業補助金

- ◆対象団体 認定市民活動団体
- ◆募集事業 行政と協働で実施するまちづくりのための事業
- ①行政提案型 テーマが決定次第、別途募集予定

警戒レベルを用いて避難勧告などを発令します

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）を教訓として、内閣府より「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され、洪水や土砂災害、河川の氾濫などの避難情報が出された際に、住民の皆さんが直感的に理解しやすく適切な避難行動が可能となるよう、5段階の「警戒レベル」を用いて情報提供することとなりました。

避難情報等			防災気象情報
警戒レベル	避難行動等	避難情報等	警戒レベル相当情報(例)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況です。命を守るための最善の行動をとりましょう。	災害発生情報 (市町村が発令)	警戒レベル5相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4 (全員避難)	速やかに避難先へ避難しましょう。移動が危険な場合は、近くの安全な場所や、自宅内の安全な場所へ避難しましょう。	避難指示(緊急) 避難勧告 (市町村が発令)	警戒レベル4相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3 (高齢者等は避難)	避難に時間を要する人(ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難しましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 (市町村が発令)	警戒レベル3相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	洪水注意報 大雨注意報等 (気象庁が発表)	上記は、住民が自主的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル1	災害への心構えを高めましょう。	早期注意情報 (気象庁が発表)	

第3回 木造住宅無料耐震 相談会を開催します

市では、平成12年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震化を推進するため、木造2階以下の一戸建ての住宅の所有者・居住者を対象に、耐震相談会を開催します。

◆日時

9月27日(金)13時～17時
(1組50分程度)

◆内容

個別簡易耐震診断
(相談無料)

◆場所

市役所8階801会議室

◆申込方法

電話による事前予約制
(先着4組)

◆申込期間

9月2日(月)～20日(金)
(土日・休日を除く)

お申し込み・お問い合わせは、
建築課(8階)

☎201588、FAX201606へ。

②団体提案型 まちづくりのための事業

◆補助団体数 各1団体(予定)

◆審査 書類審査および公開プレゼンテーション(予定)

3. 地域まちづくり協議会 補助金

◆対象団体 認定地域まちづくり協議会

◆補助事業 地域におけるまちづくりのための事業

◆補助団体数 3団体(予定)

1～3共通

◆実施要件

営利・宗教・政治等を目的とせず、令和2年4月1日から令和3年3月31日までに事業が終了するもの

◆補助金額 上限10万円

◆提出書類 補助金交付要望書、実施計画等

◆申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、持参または郵送

◆提出期限 10月31日(当)

日消印有効)

お申し込み・お問い合わせは、
生活課(2階)

☎201505、FAX2016000へ。

あなたの骨は大丈夫？

骨粗しょう症予防検診を受けましょう！

市では、骨粗しょう症予防検診を行っています。超音波による骨密度を測定後、その結果に応じたアドバイス、必要により栄養指導、受診勧奨などを行います。

知らないうちに進行する骨粗しょう症

骨粗しょう症とは、骨を形成しているカルシウム、たんぱく質、リンの量が減少するために、骨がもろくスカスカになり、骨折しやすくなる病気です。骨粗しょう症は骨折するまでは自覚症状がほとんどないため、日ごろからの予防が重要になってきます。

丈夫な骨をつくるため、食事と運動に取り組みよう

骨粗しょう症を予防するには食習慣と運動習慣を見直すことが大事です。しっかりと食事をとり、身体を動かして、健康な骨を手に入れましょう。

○栄養

骨量を増やすためにはカルシウム、ビタミンB、ビタミン

ンKをバランスよく摂ることが大切です。

カルシウム⇨牛乳・大豆製品／ビタミンB⇨きくらげ・青魚／ビタミンK⇨納豆・ほうれん草 など

○運動

骨は負担がかかるほど強くなる性質があります。自身の体調に合わせて取り組んでみましょう。

ウォーキングなどの有酸素運動（30分程度）／簡単なストレッチ

◆日程

10月11日（金）、18日（金）
両日とも午前の部、午後の部あり（全4回）
（受付時間 9時～10時、13時30分～14時30分）

◆会場

保健センター
◆定員 各100人（申込順）

茂原市プレミアム付商品券の購入引換券を9月中旬に送付します

購入引換券は、次のとおり交付します。

- 購入申請をされた扶養外住民税非課税者1人につき、1枚交付します。
- 平成28年4月2日から令和元年9月30日までに生まれたお子さんがいる世帯の世帯主に、対象児童数と同じ枚数を交付します。
- ※8月以降に出生した世帯には10月に交付します。
- 購入できる期間：10月1日（火）～令和2年2月28日（金）
- 商品券の有効期間：10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- ※購入限度額、購入場所、使用可能店舗など詳しくは、同封された資料をご覧ください。

お問い合わせは、
茂原市プレミアム付商品券事務局（5階）
☎(36)2551、FAX(20)1604へ。

- ◆対象者 平成31年4月1日現在で18～35・40・45・50・55・60・65・70歳の女性
- ◆検査方法 超音波によるかこの骨量測定（妊娠中でも可）
- ◆自己負担額 500円

お申し込み・お問い合わせは、
健康管理課（2階）
kenkou@city.mobara.chiba.jp
☎(20)1574、FAX(20)1600、保健センター
☎(25)1725、FAX(25)1865へ。

2019年10月1日、消費税・地方消費税の税率は10%へ。
※10%のうち2.2%は地方消費税です。

- ☝ 税率上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心して暮らせる社会にするために必要です。
- ☝ 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。
- ☝ 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

政府広報 消費税 検索

事業者の皆様！
仕入税額控除の方式が変わります！

2019年10月1日から消費税・地方消費税の軽減税率制度がスタート。全ての事業者の方に関係があります。レジ導入などに対する補助金もあります。

8% 10%
請求書 履歴

詳しくはこちら
軽減税率 国税庁 検索

契約内容公表 令和元年度第1四半期に契約を締結した1,000万円以上の建設工事は次のとおりです。

No	工事名	請負業者	契約額（円）	工期
1	町保保育所防水改修工事	神明建設（株）	27,000,000	H31.4.24 ～ R1.7.26
2	単独調理場配膳室整備工事（その1）	（株）緑川組	29,160,000	R1.6.5 ～ R1.10.31
3	単独調理場配膳室整備工事（その2）	（株）三枝組	33,588,000	R1.6.5 ～ R1.10.31
4	市営吉井住宅解体工事	（株）緑川組	41,580,000	R1.6.12 ～ R1.12.27
5	茂原市防災行政無線（同報系）屋外子局デジタル化整備工事	（株）日立国際電気	82,404,000	R1.6.26 ～ R2.2.28

お問い合わせは、管財課（4階） ☎(20)1520、FAX(20)1602へ。



マイシティモバラ

このコーナーでは、市内のできごとを写真と文章でお知らせします。

7/23

～マリンバとピアノで奏でる夏の調べ～

第46回茂原市役所ロビーコンサート

茂原市音楽協会主催による第46回茂原市役所ロビーコンサートが、市役所1階ロビーで開催されました。

今回は、マリンバ（野口 彩乃さん）とピアノ（金田友理さん）により、剣の舞（ハチャトリアン）など7曲が披露され、訪れた多くの観客は、美しく楽しい演奏に魅了されていました。



▲息の合った演奏が響きました



▲「さくらさくら」に挑戦しました

日本文化を体験

7/24

ソルズベリー市高校生来訪

姉妹都市オーストラリア・ソルズベリー市から、エンデバーカレッジ校の生徒11人および教員3人が茂原市を訪れました。茂原中学校吹奏楽部の歓迎を受けた後、琴の演奏体験や七夕飾りづくりなどで市内の中学生と交流。昼食時には「もばら～めん」づくりを見学し、茂原の味を堪能しました。



▲同じ太さになるように集中して切りました

8/6

一本一本ていねいに

日独スポーツ少年団交流事業

市では、ドイツのハンブルクから来訪したドイツ団の柔道グループ10人を東郷福祉センターに招き、そば打ち体験を行いました。

かるがも蕎麦の会の皆さんの指導のもと、そば粉と水を合わせるところから生地を切るまで、一連の作業を真剣な表情で取り組んでいました。



▲子どもたちは夢中で紙芝居に見入っていました

紙芝居で学ぶ思いやり

8/9

学童クラブで人権紙芝居

茂原人権擁護委員協議会は、二宮学童クラブの児童を対象に、人権紙芝居「ずっとともだちでいたいから」と「インターネットにご用心」の読み聞かせを行いました。児童たちは2つの紙芝居を通して、思いやりの心を持つことの大切さや、インターネットについて気を付けなければならないことを学びました。

お知らせ

公共施設などの使用料等を一部改正します

10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税が転嫁されている各種公共施設などの使用料等を見直します。

対象となる各種公共施設などの使用料等については、各担当課または各施設へお問い合わせください。市ウェブサイトにでもご覧いただけます。

圃財政課(4階)

☎(20)1517、FAX(20)1603

歯周病検診・妊婦歯科検診のお知らせ

日時 10月5日(土) / 受付 妊婦歯科検診13時～13時20分、歯周病検診13時40分～14時 / 場所 保健センター / 対象者 妊婦および平成31年4月1日現在で40歳・45歳・50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳の方 / 内容 歯科診察、歯科相談、個別ブラッシング指導 / 費用 500円

【申込・問合せ】

保健センター

☎(25)1725、FAX(25)1865

二宮小学校と緑ヶ丘小学校の統合により新しくできる小学校の校名を募集します

応募資格 二宮小学校または緑ヶ丘小学校の学区内に居住する人(年齢性別問わず) / 募集期間 9月4日(土)～20日(金)

応募方法など詳しくは学校教育課ウェブページまたは同課にお問い合わせください。

圃学校教育課(9階)

☎(20)1558、FAX(20)1607

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です

屋外広告物の掲出には、原則として市の許可が必要です。屋外広告物の適正管理の促進のため、毎年9月1日～10日までの「屋外広告物適正化旬間」として設定されています。適正な屋外広告物の掲出・管理にご協力をお願いします。

圃都市計画課(8階)

☎(20)1546、FAX(20)1606

10月から「年金生活者支援給付金制度」が始まります

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、年金を含めても所得が低い方の生活を支援するために、年

金に上乗せして支給されるものです。この給付金を受け取るには、次の支給要件を満たすとともに、認定請求手続きを行う必要があります。

◆支給要件

【老齢(補足的老齢)年金生活者支援給付金】

①65歳以上で、老齢基礎年金を受けている。

②請求される方の世帯全員の市民税が非課税である。

③前年の年金収入額とその他の所得額の合計が87万9300円以下である。

【障害年金生活者支援給付金】

①障害基礎年金を受けている。

②前年の所得額が「462万1000円+扶養親族の数×38万円」以下である。

【遺族年金生活者支援給付金】

①遺族基礎年金を受けている。

②前年の所得額が「462万1000円+扶養親族の数×38万円」以下である。

また、平成31年4月1日時点で老齢・障害・遺族基礎年金を受給し、支給要件を満たしている方には、令和元年9月ごろに日本年金機構から給付金の案内が届きますので、同封されている請求書に必要な事項をご記入の上、速やかに返送してください。

圃給付金専用ダイヤル
☎0570(05)4092

高齢者に長寿祝金を支給

市では、9月15日「老人の日」の行事として長寿のお祝いと敬老の意を表し、長寿の節目を迎える方に祝金を支給します。

◆受給資格

9月15日現在で長寿の節目を迎える方(米寿・白寿)および満100歳以上の方で、本市に引き続き1年以上居住し、本市の住民基本台帳に記録されている方。

◆祝金の額

米寿(昭和5年9月17日)～昭和6年9月16日生で満88歳の方) 5千円

白寿(大正8年9月17日)～大正9年9月16日生で満99歳の方) 1万円

大正8年9月16日以前に生まれた満100歳以上の方) 2万円

◆資格の喪失(9月14日まで)

に、いずれかに該当する場合) ①市外に転出したとき

②亡くなられたとき
③その他祝金の支給が適当でないと思われるとき

◆支給期間

9月15日(土)～30日(月)(地区民生委員等が配付)

圃高齢者支援課地域包括支援室(2階)

☎(20)1583、FAX(20)6788

令和2・3年度入札参加資格審査申請の当初申請について

市の建設工事、測量・コンサルタント、業務委託、物品の購入などの入札に参加するには入札参加資格審査申請の手続きをして、「茂原市入札参加資格者名簿」に登録されることが必要です。

◆受付期間

9月17日(火)～11月15日(金)17時まで

◆申請方法

「ちば電子調達システム」での電子申請および申請書類(申請書および添付書類)の提出

詳しくは、管財課ウェブページおよび千葉県電子自治体運営協議会ウェブページをご確認ください。

圃管財課(4階)

☎(20)1520、FAX(20)1602

今月の納期

●国民健康保険税（第3期）

■納期限は、9月30日(月)です。

※コンビニエンスストアでも納付できます。
※納税には便利な口座振替をご利用ください。

お問い合わせは、**収税課（2階）**
☎(20)1578、FAX(20)1609へ。

介護保険の保険証を交付

満65歳になる方(昭和29年9月2日～昭和29年10月1日生)は、第1号被保険者の資格取得となります。9月15日ごろまでに保険証(被保険者証)を郵送します。

お問い合わせは、**高齢者支援課（2階）** ☎(20)1572、FAX(20)1610へ。

満75歳の誕生日から後期高齢者医療の対象に

満75歳になる方(昭和19年10月2日～昭和19年11月1日生)は、現在加入の健康保険を脱退し、誕生日当日から後期高齢者医療制度に加入することとなります。今月末までに保険証(被保険者証)を郵送します。

お問い合わせは、**国保年金課（2階）** ☎(20)1503、FAX(20)1600へ。

相談日

市

■市民相談	執務時間内/場所・問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■無料法律相談 (予約制・民事)	9月12日(☎) 13時～15時/場所=5階505会議室、 9月24日(☎) 13時～15時/場所=5階505会議室/問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■交通事故相談(予約制)	9月27日(☎) 10時～15時/場所=5階505会議室/問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■人権・行政相談	9月10日(☎) 13時～16時/場所=市役所5階505会議室 9月26日(☎) 13時～16時/場所=ほのおか館2階第1、2研修室/問合せ=生活課(2階)☎(20)1505
■消費生活相談	月～金曜日 9時30分～16時(12時～13時までを除く) /場所・問合せ=消費生活センター(生活課内)☎(20)1101
■心配ごと相談	毎週水曜日(休日を除く)9時～15時/場所=総合市民センター/問合せ=社会福祉協議会☎(23)1969
■ボランティア相談	執務時間内/場所=総合市民センター/問合せ=社会福祉協議会☎(23)1969
■無料法律相談	9月25日(☎) 13時～16時(要電話予約)/場所=総合市民センター/問合せ=社会福祉協議会☎(23)1969
■健康相談	毎週火・木・金曜日 13時～16時(行事の都合により、閉室の場合あり) /場所・問合せ=総合市民センター☎(24)9511
■歯科相談・栄養相談	(要電話予約)9月2日(☎)、10月7日(☎) 10時～12時、13時～16時/場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■助産師相談	(要電話予約)9月13日(☎)、27日(☎)、10月3日(☎) 9時30分～11時30分 /場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■6カ月乳児相談	9月19日(☎)(平成31年3月生)/受付=9時15分～9時30分、13時15分～13時30分 /場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■1歳6カ月児健康診査	9月17日(☎)(平成30年3月生)/受付=13時～13時20分/場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■2歳児歯科健康診査	10月17日(☎)(平成29年4月生・平成29年5月生)/受付=9時～10時 /場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■3歳児健康診査	9月18日(☎)(平成28年3月生)/受付=13時～13時20分/場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■フッ素で強い歯! プロジェクト	9月17日(☎)(平成28年9月生)・18日(☎)(平成29年9月生)/受付=14時30分～14時40分 /場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■こころの健康相談 (予約制)	9月12日(☎)、26日(☎)、10月24日(☎) 9時30分、10時45分、13時15分、14時30分 /場所・問合せ=保健センター☎(25)1725
■子育て相談 (予約制)	9月13日(☎)/内容=子育て、発育、発達に関すること/対象=就学前までの親子 /場所=保健センター☎(25)1725/問合せ=子育て支援課☎(20)1573
■ことばの相談 (予約制)	9月6日(☎)、13日(☎)、27日(☎)/内容=ことばに関すること/対象=就学前までの親子 /場所=保健センター☎(25)1725/問合せ=子育て支援課☎(20)1573
■家庭児童相談 DV相談	執務時間内/内容=子育て、児童虐待、DVなどに関する相談 /場所・問合せ=子育て家庭相談室(2階)☎(23)5500
■家庭教育相談	毎週月・火・水・木曜日 9時～17時(火曜日のみ9時～12時)/場所・問合せ=生涯学習課(9階)☎(20)1559
■少年相談	月～金曜日 9時～16時30分/場所・問合せ=青少年指導センター☎(22)0080
■高齢者総合相談	執務時間内/場所・問合せ=茂原市もばら地域包括支援センター☎(22)3007、茂原市みなみ地域包括支援センター☎(20)2626、茂原市ちゅうおう地域包括支援センター☎(26)7525、茂原市ほんのう地域包括支援センター☎(36)2123※本納地区高齢者相談会=9月12日(☎)13時～16時/場所=ほのおか館1階相談室

県

■無料法律相談	千葉県では無料法律相談を実施しています。/問合せ=県総合企画部報道広報課広聴室☎043(223)2249
■県民相談	執務時間内/場所・問合せ=長生地域振興事務所地域振興課☎(25)7830
■教育相談	執務時間内/場所・問合せ=東上総教育事務所相談室☎(23)4460
■長生健康福祉センター (※太字は予約制)	HIV等抗体検査、エイズ相談、性感染症検査、肝炎ウイルス検査、骨髄バンクドナー登録受付、腸内細菌検査(検便)、精神保健福祉相談、家庭児童相談、ひとり親家庭自立支援などを行っています。 /場所・問合せ=長生健康福祉センター(長生保健所)☎(22)5167/DV相談(来所相談は予約制)専用電話☎(22)5565/障害のある人への差別に関する相談 専用電話☎(26)1510